

平成27年度環境省政策評価実施計画（案）

平成27年●月●日
環 境 省

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条第1項の規定及び「環境省政策評価基本計画」（以下「基本計画」という。）に基づき、環境省の行う事後評価に関する実施計画を下記のとおり定める。

記

1 計画期間

本実施計画の計画期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの1年間とする。

2 計画期間において事後評価の対象とする政策

法第7条第2項第1号に規定する政策評価は、環境省が行う主要な政策のすべてを対象とし、共通の方針を有する施策に含まれる目標のまとまりを単位として実施する。

具体的には、別添1の「環境省施策体系」に掲げる「施策と各施策に含まれる目標」を対象とする。

租税特別措置等に係る政策については、期限の定めのない措置や10年以上にわたって存続している措置から、計画的に対象とする。

3 事後評価の方法等

(1) 評価方式

実績評価方式による評価を基本として実施する。

(2) 評価の実施方法等

実績評価方式による評価においては、評価対象の施策に含まれる目標毎にあらかじめ設定した目標について、その達成状況を可能な限り客観的な指標等によって測定を行い、施策に係る現状及び課題等の分析を踏まえて、評価を行う。

- ① 「環境省施策体系」の各施策を実施する部局の総括課は、関係課室等と協力しつつ、別紙1の様式による事前分析表を「環境省施策体系」に掲げる「各施策に含まれる目標」ごとに作成し、別途政策評価広報課の定める期日までに提出する。
- ② 「環境省施策体系」の各施策を実施する部局の総括課は、関係課室等と協力しつつ、別紙2の様式による評価書を「環境省施策体系」に掲げる「各施策に含まれる目標」ごとに作成し、別途政策評価広報課の定める期日までに政策評価広報課に提出する。
- ③ 政策評価広報課は、提出された各評価書等について各施策を実施する部局の総括課と連絡調整を図り、必要であればヒアリングを行い、政策評価書（事後評価）（案）を作成する。
- ④ 政策評価広報課は、政策評価書（事後評価）（案）に対し、政策評価委員会の意見を求め、原則として8月末を目途に平成26年度環境省政策評価書（事後評価）を作成、公表し国民からの意見・要望を受け付け、寄せられた意見・要望については関係する部局で適切に活用するものとする。
- ⑤ 評価の結果は、平成28年度の重点施策の企画立案及び予算要求等において活用することとし、PDCAサイクルを適切に機能させていくことに努める。

政策評価広報課は、評価結果の政策への反映について、必要に応じて施策の関係課室等に対して意見を述べる。

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(記入イメージ)

施策名	□□な△△の向上					担当部局名	〇〇局〇〇課	作成責任者名 (※記入は任意)	〇〇課長 〇〇〇 〇			
施策の概要	〇〇を推進する					政策体系上の位置付け	〇〇の形成を通じ△△の構築					
達成すべき目標	全ての〇〇が……な程度に……できるような△△を実現					目標設定の考え方・根拠	……との理念にしたがって、〇〇計画(閣議決定)において、「〇〇〇」と規定されている	政策評価実施予定時期	平成〇年〇月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1 〇〇調査における△△率 (※4か年計画の場合の記入例)	50%	24年度	70%	28年度	-	〇%	〇%	〇%	70%	-	-	・本施策における重点事項を定めている〇〇計画(閣議決定)において、〇〇調査における△△率については、××年までに□□%にすることとされているため
2 □□適合基準率 (※10か年計画の場合の記入例)	75%	25年度	90%	35年度	-	-	-	-	-	-	83%	
測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)						測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
3 〇〇〇事業計画の推進 (※5か年計画の場合の記入例)	計画対象事業の制度の拡充	24年度	〇〇事業計画の完了	29年度	-	〇〇〇事業計画策定	対象事業選定洗い出し	事業の進捗を管理するための計画の策定	〇〇事業計画の実施促進	〇〇事業計画の完了	-	・□□における第〇次△△計画(閣議決定)において、「平成〇年度までに……〇〇事業を完了する。」と規定されているため
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠							
4 〇〇〇法の改正作業 (※単年度の目標設定の場合の記入例)	改正法案を次期通常国会に提出		26年度		・〇〇大綱(閣議決定)において、次期通常国会への関連法の改正法案の提出を定めているため							
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				関連する指標	達成手段の概要等	平成26年 行政事業レビュー 事業番号					
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 〇〇事業 (平成〇年度)(関連:26-①)	… (…)	… (…)	…	…	1	・～において、〇〇を整備 ・〇〇を整備することは、△△現在……人いる～に対し、〇〇を提供、促進することとなるため、測定指標の〇〇率を……%押し上げる効果があると見込んでいる ・〇〇整備率:〇%(〇〇の満足度:〇%)	0001					
(2) 〇〇事業 (平成〇年度)	… (…)	… (…)	…	…	2	・～に対する支援として、〇〇を実施 ・〇〇事業を実施することにより、主要な〇〇などを中心に連続した△△化を行う地区の総面積が増加し、一層の……の促進を図ることができると見込んでいる ・〇〇面積:〇㎡(〇〇の利用者:〇人)	0002					
(3) 〇〇に関する租税特別措置(平成〇年度)	-	-	-	-	1	……	……					
(4) ××規制の適切な運用(平成〇年度)	-	-	-	-	2	……	……					
施策の予算額・執行額	… (…)	… (…)	…	…	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)							

平成26年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省26-①)

施策名						
施策の概要						
達成すべき目標						
施策の予算額・執行額等	区分	○年度	○年度	○年度	○年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)				
		補正予算(b)				
		繰越し等(c)			(※記入は任意)	/
		合計(a+b+c)			(※記入は任意)	
執行額(百万円)			(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	指標A	基準値	実績値					目標値	達成
		○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	
		年度ごとの目標値							
	指標B	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	
		年度ごとの目標							
	指標C		施策の進捗状況(実績)					目標	達成
								○年度	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) (判断根拠)	各行政機関共通の5段階区分を記入 測定指標の結果に基づき、上記区分とした判断根拠を記入
	施策の分析	以下の事項について、記入するよう努める ・施策そのもの問題点 ・達成手段が当該施策目標へ有効かつ効率的に寄与しているか ・外部要因等事前に想定できなかったことにより実績に与えた影響	
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】	以下の事項について、今後の課題や当該施策に係る問題点を把握した上で、施策、測定指標ごとに記入 ・設定していた目標の妥当性と必要な見直し ・新たな目標の在り方 その他、今後の施策への反映の方向性を記入

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	作成責任者名 (※記入は任意)	政策評価実施時期
-------	--------------------	----------

環境省施策体系

施策体系		
施策(評価対象単位)	各施策に含まれる目標の名称	
環境省の使命	1.地球温暖化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 1-1. 地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり 1-2. 国内における温室効果ガスの排出抑制 1-3. 森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保 1-4. 市場メカニズムを活用した海外における地球温暖化対策の推進
	2.地球環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> 2-1. オゾン層の保護・回復 2-2. 地球環境保全に関する国際連携・協力 2-3. 地球環境保全に関する調査研究
	3.大気・水・土壌環境等の保全	<ul style="list-style-type: none"> 3-1. 大気環境の保全(酸性雨・黄砂対策を含む) 3-2. 大気生活環境の保全 3-3. 水環境の保全(海洋環境の保全を含む) 3-4. 土壌環境の保全 3-5. ダイオキシン類・農薬対策 3-6. 東日本大震災への対応(環境モニタリング調査)
	4.廃棄物・リサイクル対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 4-1. 国内及び国際的な循環型社会の構築 4-2. 各種リサイクル法の円滑な施行によるリサイクル等の推進 4-3. 一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等) 4-4. 産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等) 4-5. 廃棄物の不法投棄の防止等 4-6. 浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理 4-7. 東日本大震災への対応(災害廃棄物の処理)
	5.生物多様性の保全と自然との共生の推進	<ul style="list-style-type: none"> 5-1. 基盤的施策の実施及び国際的取組 5-2. 自然環境の保全・再生 5-3. 野生生物の保護管理 5-4. 動物の愛護及び管理 5-5. 自然とのふれあいの推進 5-6. 東日本大震災への対応(自然環境の復旧・復興)
	6.化学物質対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 6-1. 環境リスクの評価 6-2. 環境リスクの管理 6-3. 国際協調による取組 6-4. 国内における毒ガス弾等対策
	7.環境保健対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 7-1. 公害健康被害対策(補償・予防) 7-2. 水俣病対策 7-3. 石綿健康被害救済対策 7-4. 環境保健に関する調査研究
	8.環境・経済・社会の統合的向上	<ul style="list-style-type: none"> 8-1. 経済のグリーン化の推進 8-2. 環境に配慮した地域づくりの推進 8-3. 環境パートナーシップの形成 8-4. 環境教育・環境学習の推進
	9.環境政策の基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> 9-1. 環境基本計画の効果的实施 9-2. 環境アセスメント制度の適切な運用と改善 9-3. 環境問題に関する調査・研究・技術開発 9-4. 環境情報の整備と提供・広報の充実
	10.放射性物質による環境の汚染への対処	<ul style="list-style-type: none"> 10-1. 放射性物質により汚染された廃棄物の処理 10-2. 放射性物質汚染対処措法に基づく除染等の措置等 10-3. 放射線に係る一般住民の健康管理・健康不安対策

評価実施計画

目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について（平成24年3月27日）政策評価各府省連絡会議了承及び従来の重点的評価実施計画の考え方を踏まえて、環境省施策体系において評価を実施する年度を下記のとおり計画的に実施することとする。

施策名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	(参考)平成28年度
1. 地球温暖化対策の推進	○	○	○	○	○	○
2. 地球環境の保全			○			○
3. 大気・水・土壌環境等の保全	○		○		○	
4. 廃棄物・リサイクル対策の推進		○		○		○
5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進	○		○		○	
6. 化学物質対策の推進		○		○		○
7. 環境保健対策の推進		○			○	
8. 環境・経済・社会の統合的向上	○		○		○	
9. 環境政策の基盤整備	○			○		
10. 放射性物質による環境の汚染への対処	—	○	○	○	○	○
評価施策数	5	5	6	5	6	5

(評価の対象)

「○」を付した年度は、通常の評価を行う年度。

空欄となっている年度は、モニタリング評価を行う年度。

(モニタリング評価は、評価書様式の記載すべき内容がある場合は該当する部分の評価を記載することとする。)

「10. 放射性物質による環境の汚染への対処」については、国民の関心の高さ等を踏まえ、毎年度評価の対象とする。

(従来の重点的評価実施計画の考え方)

1. 「1. 地球温暖化対策の推進」については、京都議定書の第1約束期間が始まるほか、内閣の重要政策としての位置付け、国民の関心の高さ等を踏まえ、毎年度重点的評価の対象とする。

2. 環境基本計画における環境保全施策の体系のうち、「第1節 環境問題の各分野に係る施策（「3. 大気・水・土壌環境等の保全」から「6. 化学物質対策の推進」）」については、隔年度毎に重点的評価の対象とする。

なお、「2. 地球環境の保全」については、「1. 地球温暖化対策の推進」を毎年度重点的評価の対象にすることを考慮し、おおむね3年度毎に重点的評価の対象とする。

3. 環境基本計画における環境保全施策の体系のうち、「第2節 各種施策の基盤となる施策（「7. 環境保健対策の推進」から「9. 環境政策の基盤整備」）」については、上記施策より長期的な視点から評価の重点化を行うことし、3年度毎に重点的評価の対象とする。

なお、「8. 環境・経済・社会の統合的向上」については、最近の市民や地域における取組が重視されていることを踏まえ、隔年度に重点的評価の対象とする。

4. 重点的評価実施計画の計画期間は、現行政策評価基本計画の期間（平成27年度まで）とし、各年度において重点的に評価する施策数は、4施策程度とする。